

岐阜市保保第 353 号
令和 3 年 3 月 18 日

各薬局開設者
各店舗販売業者
各高度管理医療機器等販売業・貸与業者
各薬局管理者

} 様

岐阜市保健所長 中村 こそ枝
(公印省略)

新型コロナウイルスワクチンの接種事業における薬局等の
管理者の兼務の許可について

現在、各自治体において新型コロナウイルスワクチンの接種体制の構築に向けた準備が進められており、医療従事者等の協力が必要とされている中、令和 3 年 2 月 10 日付け健健発 0210 第 1 号・薬生総発第 0210 第 1 号により厚生労働省健康局健康課長及び医薬・生活衛生局総務課長から、公益社団法人日本薬剤師会会長あて新型コロナウイルスワクチンの接種事業への協力依頼がされました。

一方、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）において、薬局等の管理者が当該薬局等以外の場所で業として薬事に関する実務に従事する場合は、岐阜市保健所長の許可が必要とされております。

市としましては、多くの薬剤師の協力のもと、各自治体が新型コロナウイルスワクチン接種事業を円滑に進められるよう、下記のとおり取扱うこととしますので、お知らせします。

記

市内の薬局等の管理者（薬剤師である場合に限る。）が、当該薬局等の業務に支障がない範囲において、自治体の要請を受けて新型コロナウイルスワクチンの接種に係る業務に従事する場合は、法第 7 条第 3 項ただし書きの規定による薬局の管理者の兼務の許可、法第 28 条第 3 項ただし書きの規定による店舗管理者の兼務の許可又は法第 39 条の 2 第 2 項ただし書きの規定による高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可を受けたものとみなし、兼務の許可に係る手続は不要とする。